

令和4年 第12回選挙管理委員会会議録（要旨）

日時 — 令和4年11月18日（金） 午前10時00分～午前10時15分
場所 — 高層館12階 選挙管理委員会
出席者 — （委員）中井委員長、星原委員長代理、松井委員、山口委員
（事務局）中井事務局長、三谷事務局次長、永吉係長、清瀬係長、
井上主査

（中井委員長）

第12回委員会を開催します。

本日は、その他案件を含めまして6つの案件があります。

それでは、案件1「投票用紙の文字等の色の決定について」説明願います。

（井上主査）

それでは、説明させていただきます。

1ページをご覧ください。まず、案件1、議案第4号 投票用紙の文字等の色の決定についてでございます。

本件につきましては、2ページに掲載しております堺市選挙関係事務執行規程様式第1号に準じて投票用紙を作成するにあたり、用紙と文字の色を定めるもので、令和5年執行の堺市議会議員選挙において用いる投票用紙の文字等の色につきまして、一般投票用投票用紙はクリーム色地に黒色文字、点字投票用の投票用紙も同じくクリーム色地に黒色文字と定めるものでございます。

参考としまして、堺市議会議員選挙と同日に執行される予定の大阪府知事選挙及び大阪府議会議員選挙において用いる投票用紙の文字等の色につきましては、先に大阪府選挙管理委員会におきまして、大阪府知事選挙の一般投票用投票用紙、点字投票用投票用紙ともに、うす桃色地に黒色文字とすること、大阪府議会議員選挙の一般投票用投票用紙、点字投票用投票用紙ともに、あさぎ色地に黒色文字とすることが決定済みでございます。議案第4号については以上でございます。

（中井委員長）

ただいま説明していただいたことについて、質問等はございませんか。

（委員）

なし。

(中井委員長)

それでは、案件1の議案第4号について了とします。

次に、案件2「選挙公報の様式及び候補者1人当たりの紙面の大きさ等の決定について」説明願います。

(井上主査)

3ページをご覧ください。案件2、議案第5号 選挙公報の様式及び候補者1人当たりの紙面の大きさ等の決定についてでございます。

本件につきましては、4ページ中程に掲載しております堺市選挙関係事務執行規程第22条第2項及び第24条第3項の規定により、選挙公報の様式及び候補者1人当たりの紙面の大きさ並びに氏名欄・写真欄の大きさ及び掲載位置を定めるものでございます。

3ページに戻りまして、まず、様式につきましては、別紙参照となっております5ページに掲載しております。なお、前回の市議会議員選挙時のものと同じ様式ですので、参考に前回のものをお手元にお配りします。

1ページ当たりの紙面の大きさは、ブランケット判いわゆる新聞紙1ページ大でございます。掲載順序は右上段から左上段へ順次下段に掲載します。

標題等につきましては、「令和5年4月9日執行 堺市議会議員選挙選挙公報 ○区選挙区(定数□人)」とします。

次に、候補者1人当たりの紙面の大きさでございますが、縦11.5cm 横18cmでございます。

つづいて、写真欄の大きさ及び掲載位置につきましては、(1)大きさが長径4cm(縦の長さ)、短径3cm(横の長さ)の楕円形とし、(2)掲載位置が写真欄の上端が各候補者の紙面の上端から0.5cm下位でかつ写真欄の右端が同紙面の右端から0.5cmの位置とします。

最後に、氏名欄の大きさ及び掲載位置につきましては、(1)大きさが縦6cm、横2cmの長方形、(2)掲載位置が氏名欄の上端が写真欄の下端から0.5cm下位でかつ氏名欄の右端が各候補者の紙面の右端から1cmの位置とします。議案第5号については、以上でございます。

(中井委員長)

ただいま説明していただいたことについて、質問等はございませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは、案件 2 の議案第 5 号について了とします。

次に、案件 3「候補者に交付する選挙運動用証明物品の文字等の色の決定について」説明願います。

(永吉係長)

6 ページを御覧ください。案件 3、議案第 6 号 候補者に交付する選挙運動用証明物品の文字等の色の決定についてでございます。

令和 5 年執行の堺市議会議員選挙において候補者に交付する選挙運動用証明物品の文字等の色を次のとおり定めます。

選挙用自動車（船舶）表示物・選挙用拡声機表示物・乗車（船）用腕章・選挙運動（街頭演説）用腕章・街頭演説用標旗のこれら 5 種類については、白色地に青色文字、公印は朱色刷込式と定めます。

本件は、堺市選挙関係事務執行規程様式第 3 号から様式第 7 号に準じて候補者に交付する選挙運動用表示物等を作成するにあたり、その地色と文字の色を定めるものです。

7 ページに根拠規定を、8 ページ、9 ページに様式を掲載しています。本件については以上です。

(中井委員長)

ただいま説明していただいたことについて、意見や質問等はございませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは、案件 3 の議案第 6 号について了とします。

次に、案件 4「選挙運動用ビラ証紙の文字等の色の決定について」説明願います。

(永吉係長)

10 ページを御覧ください。案件 4、議案第 7 号 選挙運動用ビラの証紙の文字等の色の決定についてでございます。令和 5 年執行の堺市議会議員選挙における選挙運動用ビラ証紙の文字等の色について、白色地に黒色文字、地紋（市章）の色は茶色とします。

本件につきましては、堺市選挙関係事務執行規程様式第 8 の 3 に準じて候補者に交付する選挙運動用ビラ証紙を作成するにあたり、その地色と文字の色を定めるもので

ございまして、11 ページに根拠規定と様式を載せております。本件については以上です。

(中井委員長)

ただいま説明していただいたことについて、意見や質問等はございませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは、案件 4 の議案第 7 号について了とします。

次に、案件 5 「確認団体に交付する政治活動用証明物品の文字等の色の決定について」説明願います。

(永吉係長)

12 ページを御覧ください。案件 5、議案第 8 号 確認団体に交付する政治活動用証明物品の文字等の色の決定についてでございます。

令和 5 年執行の堺市議会議員選挙において確認団体に交付する政治活動用証明物品の文字等の色を次のとおり定めます。

まず、政談演説会証紙は、白色地に黒色文字。

政治活動用自動車表示物は、白色地に茶色文字で、公印は、朱色刷込式。

政治活動用ポスター証紙は、白色地に黒色文字で、地紋(市章)の色は銀ねずみ色。

本件は、堺市選挙関係事務執行規程様式第 47 号及び様式第 48 号並びに様式第 50 号に準じて確認団体に交付する政治活動用証明物品を作成するにあたり、その地色と文字の色を定めるものございまして、13 頁に根拠規定、14 頁に各様式を載せています。本件については以上です。

(中井委員長)

ただいま案件 5 について説明していただきましたが、意見や質問等はございませんか。

(委員)

なし。

(中井委員長)

それでは、案件 5 の議案第 8 号について了とします。

案件の 1 から 5 につきましては、以上で終了いたしますが、「その他案件」はございませんか。

(中井事務局長)

事務局からは、特にございません。

(中井委員長)

それでは以上を持ちまして、第 12 回選挙管理委員会を終了します。